

住宅用省エネ設備 の設置で デコ活アクション!



対象設備・補助金額

家庭用燃料電池(エネファーム)	上限5万円
太陽熱利用システム(強制循環型)	上限5万円
蓄電システム	上限5万円
蓄電システム+太陽光発電システム	上限10万円

*蓄電システムと併せて太陽光発電システムを設置の場合

新築住宅
限定!

申請期間

【交付申請】 令和7年4月1日(火)~令和8年2月27日(金)

【実績報告】 令和8年3月31日(火)まで(必着)

*予算額に達した時点で受付終了(先着順)

申請時に必要な書類

- 【交付申請】 交付申請書/工事請負契約書、売買契約書又はリース契約書の写し/省エネ設備の仕様書又はカタログ等
- 【実績報告】 実績報告書/住宅の全景写真/省エネ設備が設置されていることが確認できる写真/補助事業の領収書の写し/設備が納品されたことを証する書類(リース契約のみ)

申請から交付までの流れ

補助金交付申請

申請書を記入のうえ、必要書類をそろえて環境課へ**郵送**
(**着工前**の申請となります)

環境課にて 受理・審査

提出書類の不備等が無い確認したのち、書類の審査、
市税の納付状況確認
(不備等ある場合には、環境課よりご連絡します)

交付決定

環境課より、交付決定通知書を送付

工事着手

(必ず、環境課からの交付決定通知が届いてから着工)

実績報告

実績報告書を記入のうえ、必要書類をそろえて環境課へ
郵送にて提出

環境課にて 受理・審査

提出書類の不備等が無い確認したのち、書類の審査
(不備等ある場合には、環境課よりご連絡します)

交付確定・振込

環境課より、交付確定通知書を送付したのち、
概ね一ヶ月以内に指定口座へ振込予定



詳しくはコチラ

注意事項

- ・交付決定前に着工した場合は、補助対象外となります。
- ・工事完了後に、実績報告書を提出していただいてから補助金が交付されます。
- *実績報告書の提出期限は、設置工事完了から30日以内又は令和8年3月31日のいずれか早い日です。

問合せ・申請先

〒365-8601 鴻巣市中央1番1号
環境経済部環境課計画担当
☎代表:048-541-1321 (内線:3125・3126)

